

令和5年度川島町一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)
増収分に係る社会保障4経費及びその他社会保障施策経費への充当状況について

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)及びその他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。川島町の令和5年度一般会計決算における社会保障関連経費への充当状況は、下記のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	243,715 千円
【歳出】	社会保障4経費及びその他社会保障施策に要した経費	2,109,385 千円
	(うち一般財源)	1,214,776 千円)

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
社会福祉	障害者福祉事業	658,109	398,949	0	381	258,779	51,918
	高齢者福祉事業	13,606	0	0	0	13,606	2,730
	児童福祉事業	668,043	328,282	0	29,769	309,992	62,192
	小計	1,339,758	727,231	0	30,150	582,377	116,840
社会保険	介護保険事業	282,206	13,095	0	259	268,852	53,938
	国民健康保険事業	108,992	68,285	0	0	40,707	8,167
	後期高齢者医療事業	302,598	40,471	0	10,762	251,365	50,430
	小計	693,796	121,851	0	11,021	560,924	112,535
保健衛生	疾病予防対策事業	75,831	669	0	3,687	71,475	14,340
	小計	75,831	669	0	3,687	71,475	14,340
合計	2,109,385	849,751	0	44,858	1,214,776	243,715	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に応じ按分して充当しています。